

田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業の申請から助成までのながれ

(別紙の「助成金交付要綱」を必ず一読されその内容をご確認し、申請してください。)

1 賃貸用住宅の入居契約

まず、賃貸用住宅について賃貸借契約を締結してください。賃貸借契約については、不動産会社が仲介して行うことを義務づけませんが、貸し主と後々のトラブル回避等から不動産会社を仲介して行うことをお勧めします。



2 認定申請（申請人→町）

認定申請の前に役場住民課子育て定住移住支援室に相談ください。助成の対象となるかどうか、必要な添付書類などについて説明します。この相談はあらかじめ電話連絡をいただければ、役場開庁時間以外でも対応しますのでご連絡ください(TEL 0179-23-0678)。

賃貸借契約の締結をした日から6ヶ月以内に助成金認定申請書を提出します。締結した日から6ヶ月を過ぎた場合は、この事業の助成を受けることはできません。

なお、申請人(賃貸借の契約者)の条件は下記の補足説明を参照ください。



3 助成の認定通知（町→申請人）

助成金交付要綱の規定に適合している場合は、助成認定書を町から申請人に交付します。

認定の期間は、認定の通知日の属する月から起算して3年間です。

認定の期間内に申請人の条件を満たさなくなった場合は、その時点の属する月の前月で認定が取り消されます。



4 助成金の請求（毎月3年間：申請人→町）

毎月賃料を支払った後すみやかに、金額と何月分かが明示された領収書の写しを添えて助成金請求書を提出します。金融機関への口座振込等によって賃料を支払ったときも、賃貸借契約書における貸し主からの領収書を交付してもらい、それを添えてください。

※助成金請求書の提出期限は、当該賃貸借契約書に記された賃料の支払期日から起算して4ヶ月以内です。それ以降に提出された場合は受理しません(家賃滞納分の不受理)。

※前払いで賃料をまとめて支払った場合は、その賃料について予算の範囲内で助成します。

※田子町の全ての公租公課を毎年6月以降の初めとなる助成金の請求日において滞納している場合は、請求を受理しません。ただし、滞納が解消された場合は受理します。

※滞納があるかの確認のため、この時点で毎年1回、子どもを除く同居人を含めて納税証明書を添付していただきます。

※認定者が認定決定後初めてとなる田子町若者定住・移住促進住宅料助成金支給事業助成金請求書を提出するときに、既に認定者の口座振替する銀行等の金融機関が指定さ

れていない場合は、(様式第5号)をあわせて提出してください。また、口座振替指定を変更したい場合も同様です。なお、口座振替する銀行等の金融機関の指定は1人1口座で複数登録できません。



5 助成金の交付 (町→申請人)

請求に基づき審査を行い、助成金交付要綱の規定に適合している場合は、受理した後40日以内に助成金を口座振込で交付します。

【 補足説明 】

1 助成の対象となる申請者は、賃貸用住宅の契約者(賃借人、借主)です。この契約者が若者定住者又は移住者で下記条件の①～⑨をすべて満たす人でなければなりません。

●若者定住者(次の(1)～(3)のいずれかに該当する人)

- (1) 賃貸用住宅に転居し住民登録を行った日を基準に満40才未満の田子町在住者で、就業等により引き続き田子町に居住するため賃貸用住宅に居住している者。
- (2) 賃貸用住宅に転居し住民登録を行った日を基準に満50才未満の田子町在住者で、婚姻届が受理された日から2年以内に賃貸用住宅に転居し、婚姻した両者ともに住民登録を行い居住している者。
- (3) 賃貸用住宅に転居し住民登録を行った日を基準に満50才未満の田子町在住者で、高校生までの子ども又は養護学校、施設等に入所の子どもを養育し、賃貸用住宅に転居し子どもと共に住民登録を行い居住している者。

●移住者とは、平成28年4月1日以降に田子町に転入し、転入後6ヶ月以内に賃貸用住宅に住民登録を行い居住している者。

【条件】

- ①対象となる賃貸用住宅に継続的な居住の実態があること。
- ②田子町に継続して定住する意思がある者であること。
- ③申請人及び同居する全世帯員が田子町の全ての公租公課を滞納していないこと。
- ④申請人及び同居する全世帯員の扶養の状況及び公租公課の納付情報を調査することに同意できること。
- ⑤定住者・移住者として、町や関係団体が実施する定住・移住を推進する事業、定住・移住者同士の交流及び定住・移住者に対する調査等に協力できること。
- ⑥申請人及び同居する全世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦申請人及び同居する全世帯人のいずれかが公務員(国家・地方公務員、教職員、警察、消防、自衛隊などの正規職員)でないこと(非常勤、臨時的任用、任期付採用などは除く)。
- ⑧賃貸借契約において、貸主と申請人及び同居する全世帯員が配偶者(事実婚を含む)、3親等以内の血族、姻族の関係でないこと。
- ⑨申請人、申請人の配偶者及び同居する全世帯人のいずれかが、田子町若者定住促進住宅等入居支援事業助成金交付要綱(平成23年1月31日訓令第1号)による助成金を

以前に交付されたことがないこと。

⇒ 現在「田子町若者定住促進住宅等入居支援事業助成金交付要綱」助成を受けている方は、引き続き認定の期間内は新たなこの要綱による規定で助成が受けられます。ただし、上記4(助成金の請求)※の諸条件などが新たに適用されますのでご注意ください。

2 助成金の額及び交付期間

- 助成金の額は、月額2万円です。ただし、賃貸借契約に係る月額賃料が2万円を下回る場合は、当該賃料の額です。
- 賃料には、管理費、町内会費その他の会費、更新に係る手数料、その他敷金、礼金、更新料などは含みません。
- 入居、退去時などで、1ヶ月に満たない期間の家賃については助成は行いません。
- 4ヶ月以上賃料を滞納した場合、その間に係る賃料について助成は行いません。賃料の滞納をその後に完了、完済しても助成しません。
- 助成金の交付する対象期間は、認定の通知日の属する月から起算して3年間です。ただし、申請者の年齢条件や交付要綱に規定する交付対象者の要件を欠いたときは、その時点の属する月の前月までをもって助成が終了します。

3 認定内容の変更の場合の手続き

- (1) 認定者が、賃貸契約を更新・変更したときは、契約を更新・変更した日から1ヶ月以内に認定変更申請を行わなければなりません。
- (2) 認定者が転居し、転居後に新たに賃貸用住宅に入居する場合は、新たに申請を行っていただきます。この場合、審査で適合していれば認定期間は、前に認定された期間とします。
- (3) 賃貸用住宅を退去をした場合は、退去後30日以内に退去理由を明示した退去届を提出しなければなりません。この場合、退去した日の属する月をもって助成金交付対象期間が終了します。

4 助成金の返還

- (1) 認定者が、虚偽等により不当に助成金の交付を受けた場合は、それまでに受けた助成金を全額返還していただきます。
- (2) 前払い分の賃料について助成金を交付した後に認定者が当該賃貸用住宅を退去又は転居した場合は、退去又は転居した日の属する月以降の賃料に対する助成金を返還していただきます。

5 その他

この助成金を受けた方(同居する全世帯人を含む)であっても、他の町が実施している移住、定住促進、子育て支援、就労支援等の助成金等の交付は受けられます。